

舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、妊産婦及びその家族(以下「妊産婦等」という。)が抱える妊娠、出産又は子育てに関する不安や生活上の困りごと等の軽減並びに家庭や地域における孤立感の解消を図るため、市内に住所を有する妊産婦等に対し、交流、相談支援等を実施する者に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第25号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に事業所を有する一般社団法人、公益社団法人、社会福祉法人、NPO法人、分娩を取り扱う医療機関等のいずれかで、市税を滞納していないものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内に住所を有する妊産婦等に対し、交流又は相談支援等を実施する事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 毎月1回以上実施されていること。
- (2) 次に掲げる実施区分に応じ、それぞれ次に定める人数の実施担当者が確保されていること。
 - ア 半日型 助産師、保健師、看護師、管理栄養士、セラピストの資格を有する者が1人以上、かつ、保育士資格を有する者又は子育て経験者等で妊産婦等からの相談に対応できる者が1人以上
 - イ 1日型 助産師、保健師、看護師、管理栄養士、セラピストの資格を有する者が1人以上、かつ、保育士資格を有する者又は子育て経験者等で妊産婦等からの相談に対応できる者が3人以上
- (3) 産前・産後サポート事業の開始の日において利用対象者が5組以上となること又はその見込みがあること。
- (4) 子育てひろば以外の安全が確保された場所で、原則として毎回同じ場所で実施されること。
- (5) 事業実施者が利用日、実施事業所等を母子健康手帳に記載するものであること。
- (6) 半日型700円、1日型1,400円を上限として利用者から利用料を徴収するものであること。ただし、初回利用料にあつてはクーポンを持参した利用者に対し半日分を無料とするものであること。
- (7) 次に掲げる事項が留意されていること。
 - ア 安全面及び衛生面に十分配慮すること。
 - イ 関係機関との連絡体制を十分に整備すること。
 - ウ 事故時の報告、連絡、相談のルート、災害時の対応等、必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。
 - エ 1日型は利用者の求めに応じ、児の預かりを行うこと。
 - オ 開設時間は半日型2時間程度、1日型5時間以上かつ昼食時間を設けること。

(補助対象経費及び補助基準額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に必要な人件費その他市長が必要と認める経費とする。

2 補助金の交付の基準額(以下「補助基準額」という。)は、半日型にあつては168,000円、1

日型にあつては582,000円とし、次に掲げる実施区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算する。

(1) 半日型 6組以上10組以下にあつては1回5,000円、11組以上にあつては1回10,000円

(2) 1日型 6組以上10組以下にあつては1回10,000円、11組以上にあつては1回20,000円

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額と補助基準額とを比較していずれか少ない方の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する申請書は、舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収入予算書(様式第3号)

(3) 当該年度の4月1日(同日後に設立される法人については、当該設立の日)現在の法人構成員の名簿

(4) 第2条に規定する法人であることがわかる証明書(登記事項証明書等)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請をする者は、補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金の額を補助対象経費の総額で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合においては、これを減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(事業の認定と審査方法)

第7条 事業の認定は、審査委員会で審査し認定する。

2 審査委員会の委員は、別紙1のとおりとする。

3 審査委員会は、事業計画書及び添付された書類の審査により、補助金の交付の適否について審査し、その結果を速やかに申請者へ通知するものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があつたときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額するものとする。

3 市長は、前条第2項ただし書の規定による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その

旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(変更申請等)

第9条 規則第8条に規定する変更の書類は、舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金変更承認申請書(様式第5号)によるものとし、第7条各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更を生じないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、当該変更の承認の可否を決定し、その結果を舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金変更承認(不承認)通知書(様式第6号)により、当該申請者に通知するものとする。

(休止又は廃止の届出)

第10条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を休止し、又は廃止しようとする場合は、舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金休止(廃止)届(様式第7号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条に規定する実績報告書は、舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金実績報告書(様式第8号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日から30日を経過する日又は交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 領収書の写し
- (4) 利用者名簿(初回利用者の記載要)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを交付決定額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第13条第1項の規定による通知は、舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金額確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(補助金の交付の特例)

第13条 市長は、特に必要と認める場合は、補助金を前金払により交付することができ。ただし、交付決定額の9割を上限とする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、規則第15条第1項に定めるときのほか、補助事業者が補助事業を休止し、又は廃止したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金に係る消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税仕入控除税額確定報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(宛先) 舞鶴市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

電話番号
(担当者名)

舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金交付申請書

舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 円

(注) 補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－補助金に係る消費税仕入控除税額＝補助金額

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 当該年度の4月1日(同日後に設立される法人については、当該設立の日)現在の法人構成員の名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

事業計画書

事業の概要

事業名		
実施型	<input type="checkbox"/> 半日型 <input type="checkbox"/> 1日型	
実施日時	年 月 日() 時 ~ 時	
実施場所		
利用組数	組	
実施担当者	氏名	職種
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> •相談支援 •交流支援 •連携体制 	

様式第3号(第6条関係)

収支予算書

(1) 収入の部

(単位:円)

科目	予算額	摘要
合計		

(2) 支出の部

(単位:円)

科目	予算額	摘要
合計		

様式第4号(第8条関係)

舞鶴市指令第 号

様

舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金については、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

舞鶴市長

印

交付

交付決定額 金 円

不交付

(不交付の理由)

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

電話番号
(担当者名)

舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け舞鶴市指令第 号により交付決定を受けた事業について、
下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 添付書類

様式第6号(第9条関係)

舞鶴市指令第 号

様

舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金変更承認(不承認)通知書

年 月 日付けで変更承認申請のありました舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金変更については、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

舞鶴市長

印

承認
(承認内容)

不承認
(不承認の理由)

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

電話番号
(担当者名)

舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金休止(廃止)届

年 月 日付け舞鶴市指令第 号により交付決定を受けた事業について、
下記のとおり休止(廃止)したいので届け出ます。

記

休止(廃止)の理由

(宛先) 舞鶴市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

電話番号
(担当者名)

舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金実績報告書

年 月 日付け舞鶴市指令第 号により交付決定を受けた舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金に係る事業について、下記のとおり実績を報告します。

記

1 精算額 円

(注) 補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－補助金に係る消費税仕入控除税額＝補助金額

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 利用者名簿(初回の記載要)
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第9号(第11条関係)

事業報告書

事業の概要

事業名		
実施日時	年 月 日() 時 ~ 時	
実施型	<input type="checkbox"/> 半日型 <input type="checkbox"/> 1日型	
実施場所		
利用組数	組 (内初回利用組数: 組)	
実施担当者	氏名	職種
事業評価		

様式第10号(第11条関係)

収支決算書

(1) 収入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	摘要
合計			

(2) 支出の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	摘要
合計			

様式第11号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

舞鶴市長

印

舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

(宛先) 舞鶴市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

電話番号
(担当者名)

消費税仕入控除税額確定報告書

舞鶴市産前・産後サポート事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額(交付要綱第11条による額の確定額)
円
- 2 補助金の額の確定時における補助金に係る消費税仕入控除税額
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額
円
- 4 補助金返還相当額(3-2)
円

(注1) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(注2) 記載内容を確認するための書類(消費税及び地方消費税の確定申告書の写し、課税売上割合が確認できる資料等)を添付すること。